

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年11月22日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 戦争遺構パンフレット作製業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-28-0023 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 東広島市内の戦争遺構について写真撮影及び取材を行い、その状況や由来等を位置図とともにパンフレットに整理し、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるための啓発資料とするもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市内一円 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のすべて 印刷・看板>一般印刷 印刷・看板>デザイン
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（成果物の製造）（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年11月22日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年11月22日～ 平成28年12月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年11月22日～ 平成28年11月30日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0907 ファックス番号 082-420-0415 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年12月5日～ 平成28年12月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年12月9日～ 平成28年12月12日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年12月13日 午前10時15分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

戦争遺構パンフレット作製業務 仕様書

1 業務名 戦争遺構パンフレット作製業務

2 履行場所 東広島市内一円

3 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで

4 業務概要

次世代へ戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、東広島市に存在する戦争に関連する施設や場所等に関する事項を記録に残すことを目的として、分かりやすく、手に取りやすい「東広島市戦争遺構パンフレット」（以下、「パンフレット」という。）を作成する。

5 用途（予定）

主に東広島市内の市立小中学校へ配布する。

6 作業工程

作業工程詳細	実施時期等
(1) 事前打ち合わせ 本業務内容及びスケジュール確認のための打ち合わせを実施する。打ち合わせには、業務責任者が出席すること。	平成29年1月6日まで
(2) 情報収集（写真撮影、取材等） 受注者がパンフレット作成に必要な情報収集を行う。情報収集の様態は任意とするが、次の事項は必須とする。 ①写真撮影 別紙「戦争遺構等一覧」に掲げる遺構等について、パンフレットに掲載する写真の候補を各遺構2枚以上撮影するものとする。なお、2枚のうち1枚は当該遺構の全景を撮影し、1枚はその遺構の特徴を如実に捉えた近景とする。なお、本市が保有する各遺構の写真は事前に提供するので、可能な限り異なる位置や角度からの撮影を試みることを。 撮影画質は、パンフレットの印刷に耐え得る画質とすること。 ②取材 各遺構等について、それぞれ戦前の様子や由来等について取材を行い、各遺構につき120～150字程度の説明文を作成すること。なお、本市が保有している各遺構の資料は、契約締結後に受注者に提供する。 (本市が保有する遺構の資料の例) ・志和町史、福富町史、安芸津町史 【取材等における注意事項】 受注者は、取材等の現地調査に従事する者の氏名、生年月日を明記して身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受けること。現地調査の実施にあたっては、従事者にこれを常に携帯させ、住民などから求めがあった場合は身分証明書を提示すること。また、受注者は、業務が完了したときは速やかに、身分証明書を発注者に返納すること。	素材会議まで

<p>(3) 素材会議</p> <p>情報収集した写真等の情報を基に、写真の選定や説明文案等を決定する協議を行い、デザイン作成のための使用素材を決定する。</p> <p>なお、写真の選定は受注者が撮影したものに加え、本市が保有する写真も候補に加えて行う。</p> <p>また、必要に応じて使用素材の候補を複数選定し、デザインと合わせて選定協議を行うことがある。</p>	<p>平成 29 年 1 月 27 日頃</p>
<p>(4) デザイン作成</p> <p>概ね次の事項を必須とし、受注者の創意工夫を加えて使用素材の配置等を行い、パンフレット全体のデザイン案を作成する。</p> <p>①全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイズは A 3 二つ折り、右開き、両面フルカラーとする。 ・その他、別紙 2 「戦争遺構パンフレット イアアウト案」のとおり。 ・文章は横書きとし、読みやすいフォントを使用すること。また、小学 5 ～ 6 年生程度が読めるように、必要に応じてふりがなを振ること。 ・発注者が作成・提供するコンテンツ等（表紙及び裏表紙の挿入文章、写真等）は、契約締結後に CD-R により受注者に提供する。 <p>②表紙（1 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が決定して提供するタイトルを配置する。 ・発行者名（東広島市）を配置する。 ・発注者が提供する写真を配置する。 <p>③裏表紙（4 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が作成・提供するコンテンツ及び関連写真を配置する。 ・発行者名等（市名、住所、発行年月日等）を配置する。 <p>④見開き（2 ～ 3 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央に市域全体の地図を掲載し、別紙「戦争遺構等一覧」に挙げる遺構等をプロットしたうえで、余白に戦争遺構の周辺地図、写真及び説明文を掲載すること。 ・市域全体の地図には、主要な道路（高速道路、国道、県道、都市計画道路等）、鉄道路線、駅、町名、町界を記載すること。 <p style="margin-left: 2em;">※町名、町界とは、昭和 4 9 年の市制施行時及び平成 1 7 年の周辺 5 町合併時における構成町である西条町、八本松町、志和町、高屋町、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の各町名、町界をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各戦争遺構の周辺地図には、市域全体の地図に記載する事項の他に、河川、公共施設等、当該戦争遺構の場所を特定できる程度の情報を掲載すること。また、各周辺地図の縮尺は同程度とすること。 ・市域全体の地図と戦争遺構の周辺地図は、同じタッチのものとする。 ・挿絵として、「のん太」※を 1 箇所以上挿入すること。なお、「のん太」の画像は J P G 形式のものを、CD-R で市から提供する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※「のん太」…正式名称は「東広島市観光マスコットのん太」という。社団法人東広島市観光協会が著作権を有している。のん太が様々なポーズをしているテンプレート（約 120 種類）について発注者が著作権者から使用許諾を得ており、受注者はこのテンプレートの中から選択して成果品にのん太を挿入するものとする。なお、のん太の使用に係る権利費用については受注者に費用負担を求めない。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて「のん太」以外のイラストも挿入し、親しみやすい資料となるよう注力すること。なお、イラストの選定にあたっては平和をイメージしたものとする。 	<p>第 1 回デザイン会議まで</p>
<p>(5) 第 1 回デザイン会議</p> <p>受注者が作成したデザイン案に対し発注者が修正提案等を行うほか、表現方法の変更等について協議を行う。提案の範囲は、デザインだけでなく、文章表現等についても含むものとするが、新たな取材や写真撮影が必要となる提案は行わないものとする。</p>	<p>平成 29 年 2 月 6 日頃</p>

<p>(6) 第2回デザイン案提出 第1回デザイン会議を経て修正等を行ったデザイン案を提出すること。原則として追加修正の提案は行わないが、当初の修正提案事項が正しく反映されていないなどの場合は、協議により再度の修正を求めることがある。 また、字句修正等の細部については修正指示を行うことがある。</p>	平成29年2月13日頃
<p>(7) 最終デザイン提出・デザイン決定 第2回デザイン案提出時の修正事項等を反映させた上で、最終デザインを提出する。修正事項等の反映が確認されれば、デザイン決定とする。</p>	平成29年2月17日頃
<p>(8) 校正（最大3回・色校正を含む。） 右の期日までに最大2回の校正を行う。校正時点での用紙は成果品の規格でなくとも構わないものとする。</p>	平成29年3月1日までに校了
<p>(9) 成果品の作成 「7 成果品の規格」に示すところにより、成果品を作成（印刷等）する。</p>	平成29年3月31日（納期限）

7 成果品の規格

(1) パンフレット

①仕上寸法	日本工業規格 A3版
②数量	10,000枚
③用紙	マットコート紙 110kg
④仕上げ	2つ折り（表紙を外側にして折る）
⑤印刷方法	オフセット
⑥刷り色、刷り方	フルカラー、両面
⑦その他	納品時は100枚ずつ仕切りをすること。

(2) ホームページ公開用及び増刷用のデータ作成

①パンフレットのPDF及びアドビイラストレーター（拡張子ai）データを作成し、CD-R（1枚）により納品すること。

PDFデータは、ファイル容量が小さいもの（WEB用）とファイル容量が大きいもの（増刷用）の2種類を作成すること。

②納品するCD-Rは、事前にウイルスチェックを行うこと。

(3) 納入場所

東広島市総務部総務課（東広島市西条栄町8番29号 本庁舎本館3階）

8 履行にあたっての心構え

当パンフレットは、戦争の悲惨さを次世代へ伝えるために、戦時中の様子をうかがい知ることができる戦争遺構等について、情報を取りまとめて掲載するものである。

受注者は、説明文及び図案作成にあたっては、発注者の地方公共団体としての公共性に十分配慮するとともに、当冊子の趣旨を十分理解して業務に臨むこと。

9 成果物の権利等について

- (1) 成果物の発行者は東広島市とするが、納品された表紙、裏表紙、挿入イラスト（発注者が別紙に示す箇所以外に受注者において任意に挿入したイラストや地図を含む）の個別の著作権は、発注者に譲渡しない。ただし、発注者は、受注者の承諾なく当パンフレットの増版に使用するほか、二次利用（発注者が発行する他の印刷物の製作、発注者のホームページ等への掲載等という。以下「二次利用」という。）できるものとする。
- (2) 受注者は、本業務にあたり受注者以外の者が著作権又は出版権を有するデザイン、イラスト、写真等を使用する場合は、その使用（成果物への使用のほか、発注者の二次利用も含む。）に関する使用許諾を得るなど、発注者と当該デザイン、イラスト、写真等の著作権又は出版権を有する者との間で紛争が生じないための一切の措置を受注者の責任により講じるものとする。現に紛争が生じた際も、同様とする。

10 その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。
- (2) 仕様書に定めていない事項については、発注者と受注者が随時協議し、双方の合意（契約金額の変更の有無を含む。）を得て行うこととする。

11 担当部署

東広島市総務部総務課行政経営係
住 所：東広島市西条栄町8番29号
TEL：082-420-0907
FAX：082-422-0415

戦争遺構パンフレット作製業務

	名称	所在地 1	所在地 2	土地所有者	設置者	備考	市が保有する資料等
1	兵士壮行式場跡の碑	西条	下見 蓮花寺橋北側	市	下見平和を守る会	明治～昭和、下見地区出身の入営兵士を見送った。	
2	板城村聴音探照所（特設見張所）	西条	西大沢 2 丁目6-259 大沢字堀越9-2、11-4 馬木2133、2173-1、2188-1、 2183-12	市・民	旧日本海軍	井戸、ポンプ小屋、土塁状遺構、石組あり	
3	見送りの地	八本松	原 七つ池公園内	市		出征兵士を見送った場所。	
4	中野村聴音照射場（特設見張所）	志和	奥屋字大谷山427-29、428-1、 428-4、429-1ほか （一部広島市安芸区瀬野）	民	旧日本海軍	遺構多数有り。地域住民団体により、一部登山道の整備等がなされている。	志和町史 市民からの提供 写真あり
5	友情の碑	福富	竹仁小学校校庭	市	学童疎開同窓会	竹仁小と、竹仁小へ学童疎開していた呉市広中迫の三坂地国民学校（現三坂地小）の同窓生が、疎開60年を記念して建立。	福富町史（写真あり）
6	標柱（見送りの地）	河内	河戸2213-2 （瀬野川福富本郷線沿い）	県	郷土史研究会	碑文「出征兵士を見送りの地（標柱）跡」	
7	防空監視哨跡の碑	安芸津	三津正福寺山山頂	民	民間	昭和12年設置を命じられる。民間防空の施設として活躍。	安芸津町史（写真あり）
8	帰国記念碑	安芸津	JR安芸津駅構内	民	帰国者	碑文「長い間お世話に成りました」	
9	仏様の防空壕	安芸津	正福寺(0846-45-0276)	民		寺のご本尊を避難させるためのレンガ造りの防空壕	

東広島市と原爆の関わり

昭和20年8月6日8時15分、広島市に原子爆弾投下されました。東広島市から仕事や学徒動員で広島市へ行っていた人も、多く被爆されました。また、壊滅状態となった広島市へ救援に向かった人もいました。

・賀北部隊
説明文・・・

・傷痍軍人広島療養所（現、東広島医療センター）
説明文・・・

・賀茂海軍衛生学校
説明文・・・

(写真)

賀北部隊原爆被災者救援
之碑

(写真)

賀茂海軍衛生学校
救援の様子

(写真)

医療センターから
見えたきのこ雲

(写真)

常設展示場

東広島市原爆資料展示室

東広島市原爆被災資料保存推進協議会が所蔵する、被爆者の遺品や手記、写真等、原爆に関する資料を展示しています。入場無料。

場所 東広島市市民文化センター2F（サンスクエア児童青少年図書館隣り） JR西条駅から徒歩約10分

発行 東広島市

〒739-8601

広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL082-420-0907 FAX082-420-0415

平成28年3月

(仮タイトル) 戦争の記憶

(写真)

東 広 島 市

東広島市に残る戦争遺構など

②板城村聴音探照所（特設見張所）

由来・・・・・・・・。

写真・周辺地図

④中野村聴測照射所（特設見張所）

由来・・・・・・・・。

写真・周辺地図

⑤友情の碑

由来・・・・・・・・。

写真・周辺地図

①③⑥兵士見送りの地

由来・・・・・・・・。

写真・周辺地図×3か所



⑦防空監視哨跡

仏様の防空壕

由来・・・・・・・・。

写真・周辺地図

⑧帰国記念碑

由来・・・・・・・・。

写真・周辺地図

⑨仏様の防空壕

由来・・・・・・・・。

写真・周辺地図